

東

令和6年度

(令和6年4月~7年3月)

地区別日程表

=集積場所に排出できるのは家庭のごみのみです。事業所のごみは出せません。=



「甲府市ごみ分別アプリ」配信中!!

収集場所からの資源物・有価物・燃えないごみ(紙類・びん類・金属類)の持ち去りは禁止です。(違反すると罰金となる場合があります)

燃えるごみ
(可燃ごみ)
ごみ収集課
問合せ 241-4313

- 収集日の朝、8時30分までに決められたものを、決められた燃えるごみの集積場所に出してください。
- 紙おむつの汚物は、トイレへ流してください。
- 汚れの紙くず(ミックスペーパー以外) ●生ごみ ●ビデオテープ ●カセットテープ ●CD・DVD
- 運動靴 (ごみ処理券を貼る)
(ごみ燃えないごみへ)
- 生花 ●革靴 ●ゴム長靴 ●サンダル ●木の枝
- 竹串など先のとがった物は折るなど危険のないように出してください。
※祝日も収集します
- 燃えるごみは、**黄色の指定ごみ袋**で出してください。
(必ず水を含ませて黄色の指定ごみ袋に入れ、「灰」と書いて出してください)
- 竹串など先のとがった物は折るなど危険のないように出してください。
(土・日以外)

- ※年末の燃えるごみ収集は、12月31日(火)まで通常どおり収集します。
- ※ミックスペーパーの収集は12月25日(水)まで収集します。
- ※プラスチック製容器包装は12月28日(土)まで収集します。
- ※年始は、1月6日(月)より通常どおり収集します。

燃えないごみ
(不燃ごみ)
(可燃性粗大ごみ)
(不燃性粗大ごみ)
ふとん・じゅうたん類

品目別収集をしております
ごみ収集課
問合せ 241-4313

- 収集日の朝、8時30分までに決められたものを、決められた燃えないごみの集積場所に出してください。

収集日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	17	21	18	17	19	17	17	17	18	17	22	19

- 不燃ごみ
- 引火性危険物
- ふとん・じゅうたん類
- 粗大ごみ

- 必ず電池を抜いてください。
- 集積所へは不燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、ふとん・じゅうたん類を区別して出してください。
- 水色の指定ごみ袋で出してください。
- 指定ごみ袋に入らないものは、ごみ処理券を直接貼って出してください。
- 木の枝は基準寸法(1m×30cm)に束ね、指定袋に入らない同一種類のものや一対のものは、紐などで持ちやすい形状にまとめ、ごみ処理券を1枚貼って出してください。
- 刃物や割れたガラスなど鋭利なものは、新聞紙などに包んで指定ごみ袋に入れてください。

- 可燃性粗大ごみ (指定ごみ袋に入らないもの)
 - ドア(木製)
 - フスマ
 - 障子戸(木製)
 - 旅行かばん
 - ベッド(木製)
 - ゴルフレック
 - ペーパーダンス
 - 洋服ダンス
 - 木製イス
 - 家具調コタツ
 - コタツ板
 - 木製スツール
 - 1本の太さは15cm以下
 - スキー板
 - フルシート
 - 木の枝
- 不燃性粗大ごみ (指定ごみ袋に入らないもの)
 - ギター
 - ソファー
 - ゴルフクラブ(カーボン製)
 - ステレオ
 - アコードイオン
 - 扇風機
 - 座いす

資源物

ごみ減量課
問合せ 241-4327

- 資源物回収は、市が行う行政回収です。

- 回収日の朝、8時30分までに決められたものを、燃えないごみの集積場所に出してください。
(袋に入れる場合は、種類ごとに分けて透明・半透明袋に入れてください。)

回収日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	15	16	13	10	14	11	15	12	11	16	17	17

有価物

問合せ
各自治会へご確認ください。

- 有価物回収は、各自治会が自主的に行う集団回収です。

回収日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	4	1	3	1・29	31	-	2	1	2	6	3	6

**資源物
有価物**

出せるものは同一です
問合せ 241-4327

- 実施の有無や回収場所、回収時間について
では、それぞれの自治会にご確認ください。

出せるもの	紙類	ビン類	衣類	金物・鉄類	カセットボン・スプレー缶
●雑誌(本・週刊 紙・単行本など)	●新聞紙(チラシを含む) ●段ボール 紙以外の部分は取り除いてください。 ●牛乳パック類 (中身のない牛乳パック) ●セッタイ、ダメ!!	●ビールビン・酒ビン ●調味料ビン ●ビール・ワイン・ドリンクビン ●ジュースビン ●電子レンジ ●トースター	●衣類・布類 (汚れたものや壊れたものは燃えないごみへ出してください) ●ゴルフクラブ ●スチール製網戸 (スチール製)	●アルミニウム ●スチール缶 缶は中身ですべて、アルミニウム、スチール等の金属を含めて出してください。 ●ハングル(金)	●カセットボン・スプレー缶 (空のままで穴を開けない) ●ハンガー(金)
●牛乳パック類 (中身のない牛乳パック) ●セッタイ、ダメ!!	●紙類全般 ●袋類 (パン・米・菓子・冷凍食品などが入っている たな) ●レシート・伝票類 (手帳がプラスチックなど紙以外の ものがついているものも可)	●袋類 (パン・米・菓子・冷凍食品などが入っている たな) ●封筒・はがき類 (手帳がプラスチックなど紙以外の ものがついているものも可)	●衣類・布類 (汚れたものや壊れたものは燃えないごみへ出してください) ●ゴルフクラブ ●スチール製網戸 (スチール製)	●ハングル(金)	●カセットボン・スプレー缶 (空のままで穴を開けない) ●ハンガー(金)
●必ず洗って乾かして 開いてください	●紙類全般 ●袋類 (パン・米・菓子・冷凍食品などが入っている たな) ●レシート・伝票類 (手帳がプラスチックなど紙以外の ものがついているものも可)	●袋類 (パン・米・菓子・冷凍食品などが入っている たな) ●封筒・はがき類 (手帳がプラスチックなど紙以外の ものがついているものも可)	●衣類・布類 (汚れたものや壊れたものは燃えないごみへ出してください) ●ゴルフクラブ ●スチール製網戸 (スチール製)	●ハングル(金)	●カセットボン・スプレー缶 (空のままで穴を開けない) ●ハンガー(金)
●必ず洗って乾かして 開いてください	●紙類全般 ●袋類 (パン・米・菓子・冷凍食品などが入っている たな) ●レシート・伝票類 (手帳がプラスチックなど紙以外の ものがついているものも可)	●袋類 (パン・米・菓子・冷凍食品などが入っている たな) ●封筒・はがき類 (手帳がプラスチックなど紙以外の ものがついているものも可)	●衣類・布類 (汚れたものや壊れたものは燃えないごみへ出してください) ●ゴルフクラブ ●スチール製網戸 (スチール製)	●ハングル(金)	●カセットボン・スプレー缶 (空のままで穴を開けない) ●ハンガー(金)

プラスチック製容器包装

ごみ減量課
問合せ 241-4327

- 回収日の朝、8時30分までに燃えるごみの集積場所に出してください。

回収曜日	出せるもの
土	●マークが付いているもの ●カップ類 (カップ類・ブラン・ヨーグルトなど 入っていたプラスチック製の容器など)

- 透明又は半透明のビニール袋(なるべく大きな袋)で出してください。

- 中身を空にして、汚れている物は軽くすすぎ、水を切ってから出してください。

- マークの付いていないもの
●燃えるごみ
- おもちゃ
- フタ・ラベル
- 衣装ケース

ミックスペーパー

ごみ減量課
問合せ 241-4327

- 回収日の朝、8時30分までに燃えるごみの集積場所に出してください。

回収曜日	出せるもの
水	●紙類全般 ●袋類 (パン・米・菓子・冷凍食品などが入っている たな) ●レシート・伝票類 (手帳がプラスチックなど紙以外の ものがついているものも可)

- 分別した紙類は、紙袋(デパート・スーパー等のもの)に入れてテープやホチキスなどで口を閉じて出してください。

- 紙袋が無い場合は、45cm程度の透明又は半透明のポリ袋で出してください。(レジ袋、段ボール箱は不可)

- 紙以外のもの(ホチキス・セロテープ・金具など)が付いていてもそのまま出すことができます。

- 使用済みティッシュペーパー
●キッチンペーパー
●ウェットティッシュ
●紙おむつ
- プラスチックシール類
●パルプモールド(たまご等の
パッケージ)
- ダンボール
資源物・有価物として

廃食油回収について

広報で日程を確認してください。

陶磁器製食器の回収について

毎週火・金曜日(8:45~11:30, 13:00~16:45)に甲府市環境センター2階ごみ減量課で受け付けます。(祝日・振替休日は除く。年末は12月27日まで)
毎週水・木曜日(10:30~12:00, 13:00~16:00)に甲府市リサイクルプラザで受け付けます。(祝日の場合は翌日。年末年始、施設保守点検日は除く)
※割れた陶磁器製食器も対象です。また、箱入りの未使用品に限り陶磁器製以外でも回収します。
※飲食店・事業所からの持込はできません。

小型家電・インクカートリッジの回収について

各公民館等の回収ボックスに投入してください。(回収時間については、各施設の開館時間内にお願いします。)

●小型家電(携帯電話・ノートPC等の小型電子機器)。デスクトップ型PCは、甲府市環境センターのみ回収しています。(平日8:30~17:15)

事業系のごみ

会社、商店、飲食店など事業活動から一般廃棄物は、市内の家庭系ごみ集積所に出すことはできません。自ら甲府・岐東クリーンセンターに持ち込みか、甲府市で許可した収集運搬業者に収集を委託してください。

処理出来ないため収集しないもの (甲府・岐東クリーンセンターへの持ち込みも出来ません。)

テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、オートバイ、原動機付自転車、タイヤ、バッテリー、ガスボンベ、塗料、废油、爆発危険物、消火器、注射器等の医療廃棄物、薬品類、有毒性物質、自動車部品、建築廃材、石、土砂、コンクリート、農機具、農業用ビニール、コンプレッサー、ボイラー、温水器、ハウリングの球、ブロックなど

市で収集・処理できないものは、販売店、専門店などに相談し、引き取ってもらうか、または、廃棄物処理業者(専門業者)に依頼してください。(ただし有料となります。)(甲府市廃棄物事業協同組合☎243-4881)

なお、注射器等については、処方された病院等へご相談ください。

事業活動に伴って生じた産業廃棄物のクリーンセンターへの搬入はできません。(一社)山梨県産業資源循環協会☎244-0755

(公社)山梨県農業用廃プラスチック処理センター☎284-0938

家庭からの多量ごみ

大掃除・引越し・植木の手入れなどにより、一時的に多量のごみが発生した場合は「燃えるごみ」「燃えないごみ」「資源物」に分別して自ら甲府・岐東クリーンセンターに持ち込んでください。